

令和5年 第3回定例会

# 屋久島町議会会議録

令和5年8月25日 開会

令和5年9月5日 閉会

屋久島町議会



令和5年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自8月25日・至9月5日（12日間）

月 日	曜	会議別	日 程
8月25日	金	本会議	○開 会
26日	⊕	休 会	
27日	⊕	休 会	
28日	月	本会議	○一般質問
29日	火	休 会	
30日	水	委員会	○各常任委員会
31日	木	委員会	○各常任委員会
9月1日	金	休 会	
2日	⊕	休 会	
3日	⊕	休 会	
4日	月	休 会	
5日	火	本会議	○最終本会議



# 令和5年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和5年8月25日



令和5年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年8月25日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第52号 財産の取得について
- 日程第6 議案第53号 屋久島町総合センター条例の一部改正について
- 日程第7 議案第54号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第8 議案第55号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第59号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第60号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第61号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第62号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 令和5年請願第2号 モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願書
- 日程第17 令和5年請願第3号 屋久島町立中央中学校テニスコート整備について
- 日程第18 令和5年請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第19 令和5年陳情第9号 町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり



1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	内田正喜君	3番	小脇淳智郎君
4番	中馬慎一郎君	5番	眞邊真紀君
6番	相良健一郎君	7番	岩山鶴美君
8番	渡邊千護君	9番	榎光徳君
10番	緒方健太君	11番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	岩川俊広君
14番	渡邊博之君	15番	大角利成君
16番	石田尾茂樹君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課統括係長	佐々木修君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課参事	眞邊満久君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和5年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、相良健一郎君、7番、岩山鶴美君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月5日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月5日までの12日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

岩川卓誉君から、閉会中の令和5年6月30日付で議員辞職願が提出され、同日、許可いたしましたので、会議規則第99条第2項の規定により報告いたします。

そのほか、閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和5年第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

初めに、叙位伝達について御報告いたします。

4月21日に御逝去されました、故安藤武義氏に位階従六位が授与されたことから、7月20日に本庁応接室において御遺族に伝達いたしました。

故人は、昭和47年12月から平成16年12月までの32年間、旧上屋久町選挙管理委員会委員を務められ、うち昭和59年10月から20年以上、委員長としての重責を全ういただきました。この間の御功績に対し、平成18年に旭日双光章を授与されております。

改めて故人をしのび、これまでの御尽力に感謝するとともに、御遺族の皆様の御多幸をお祈りいたします。

次に、包括連携協定について御報告いたします。

7月11日にアウディジャパン、ファーレン九州、本町の3者間で締結した包括連携協定について発表いたしました。

協定の内容は、島内4か所に7基の普通充電施設の設置、電気自動車1台を公用車として借用、屋久島高校生徒に対する環境学習機会の提供となっております。

本町にとりましては、水力発電を生かした脱炭素地域づくりへの大きな支援であり、電気自動車の普及や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として喜ばしいこととあります。今後、良い関係を保ちながら共同目標に取り組んでまいりたいと考えております。

また、7月26日には、ニッポンレンタカーサービスと災害時連携協定を締結したところです。

当社の屋久島営業所のレンタカーには、電気自動車を導入いただいているところですが、このたび災害等での停電時に電気自動車のバッテリーから電気を供給する災害支援をお申出いただいたところです。

昨年度の台風においても停電が長時間に及んだこともあり、避難所等における情報収集等に活用させていただきたいと考えているところです。

これらのように民間企業との連携によって、町民の多様なニーズへの対応を役割分担することで継続性が高められることから、引き続き、他の方策の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

次に、各種大会への出場及び表彰、受賞について御報告いたします。

7月9日及び16日に行われた県民体育大会熊毛地区大会は、熊毛1市3町で開催されました。本大会では、9競技で優勝を果たしていただき、これまでの選手、関係者の熱心な取組に改めて敬意を表するところであります。

また、7月14日に開催されました鹿児島県高校生商業研究発表大会に参加した屋久島高校は屋久島茶のPR活動を発表し、3年連続3回目となる最優秀賞に選ばれ、九州大会に出場することとなりました。

また、7月16日に茨城県高萩市で開催された第37回全国男子中学生ウエイトリフティング選手権大会においては、安房中学校1年生の江口さん、3年の宮園さんがそれぞれのクラスで2位入賞の快挙を遂げられました。

引き続き、可能性に富む若い力を存分に発揮いただき、地域に元気と活力を与えていただきたいと思いますところですので。

次に、口永良部島出張所改修工事の進捗状況について御報告いたします。

口永良部島出張所改修工事につきましては、7月28日に1階部分に移設した出張所及びフェリー太陽Ⅱ切符販売所窓口の中間検査を行い、出張所は7月31日、切符販売所窓口は7月29日に事務に必要な移設作業を終え開所したところです。引き続き、2階部分の居住スペース、1階トイレ設置作業を進めているところです。

次に、台風6号の対応状況について御報告いたします。

8月7日に大きな勢力を保ちながら接近した台風6号は、スピードが遅かったことで2日間の長時間にわたって強い雨と風の影響を受けました。同日、15時22分に大雨暴風警報が、8日13時41分に洪水警報が、14時には土砂災害警戒情報が、9日10時20分には線状降水帯が発生する恐れがあるとして、顕著な雨に関する情報が発表され、都度、防災無線などで注意喚起を行ったところです。

町では、13時に町内31か所の避難所に職員を派遣し、高齢者等避難を発令したところ、55世帯71名が避難をされました。

9日9時には、永田、栗生において住居近くまで冠水が発生したと連絡があり、気象情報が出る前に警戒本部を災害対策本部に引上げ、町内全域に避難指示を発令したところです。

これらの中、主な被害状況としましては、床下浸水が永田18棟、一湊2棟のほか、町道淀川線、平瀬線、農道永田4号耕作道、中間果樹園、林道中野線、大久保線など、路肩決壊、倒木などが発生しました。

淀川線は、紀元杉駐車場までは乗り入れができるものの、本復旧までに不測の日数を要することから、登山、観光や集落行事に影響が生じることが懸念されるところです。

また、県道上屋久永田屋久線では、川原1号橋が流出し、復旧までは相当期間を要すると報告を受けております。こちらも早期に通行止めが解除されるよう、県に要請して

まいりたいと考えております。

改めまして、被害に遭われた町民の皆様にお見舞いを申し上げ、長時間の断水や道路冠水により通行に支障のある状況となっていることに対し、御心配と御迷惑をおかけし、改めておわびを申し上げます。

また、災害復旧に必要な費用につきましては、最終日に改めて補正予算を上程する予定としております。

これからの台風シーズンを迎えるに当たり、早急に復旧作業に取り組み、併せて有事の際に機能を発揮するよう必要な設備の総点検を行い、人的被害につながらないよう対策を講じてまいります。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、6月28日に弁論が再開されましたが、7月26日に弁論終結が宣告され、9月6日に判決言渡しが行われることとなりました。

町長交際費に係る違法確認と損害賠償を求める住民訴訟は、7月19日に書面準備手続が行われ、次回は9月12日に行われることとなっています。

次に、口永良部島火山の状況について御報告いたします。

口永良部島では、6月19日頃から火山性地震の増加が見られ、6月26日には10日間の地震回数が100回を超えたため噴火警戒レベルを2に引き上げ、翌27日には24時間の地震回数が50回を超えたことから警戒レベルが3に引き上げられました。

これにより入山規制を行うとともに、今回の地震が古岳近くを震源とするものであることから、7月18日に開催された火山防災連絡会において、新たに古岳火口から2kmが警戒区域に追加され、沿岸部分の一部区域が警戒区域になりました。

このことによるフェリー太陽Ⅱの航路には影響ありませんが、近海を航行する船舶への周知のため関係機関への情報提供を行っているところです。

現在も火山性地震は多く、火山ガスもやや多い状況となっており、8月17日の気象台の現地観測によりますと、古岳において2004年に監視カメラを設置以来、見られなかった噴気が確認されており、火山活動が活発化している状況にあるようです。引き続き、火山の情報に注視しながら注意喚起を行ってまいります。

なお、災害復旧工事については、警戒区域内のため一時入札を見合わせており、火山の状況を見ながら進めてまいります。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 議案第52号 財産の取得について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、議案第52号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、契約案1件、条例案3件、補正予算案7件の計11件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、議案第52号、財産の取得につきましては、老朽化した町内小学校の遊具等を更新するため、4社を指名し、7月28日に入札を執行した結果、2,748万1,960円で落札しました有限会社文昌堂、代表取締役濱田一弘と物品売買契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第52号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第52号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

議案第52号、財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第6 議案第53号 屋久島町総合センター条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第54号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第55号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第56号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第10 議案第57号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第11 議案第58号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第12 議案第59号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第13 議案第60号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第61号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第15 議案第62号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第6、議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正についてから、日程第

15、議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きますして、議案第53号から議案第62号までについて御説明いたします。

議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正につきましましては、子育て支援センターの開設により総合センターの研修・青年室及び視聴覚室を廃止したことから、所要の改正をするものであります。

議案第54号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正につきましましては、犯罪被害者等基本法第16条の規定により、犯罪被害者等を先行入居させる規定を追加するとともに、老朽化により解体することとなった半四郎田団地を管理住宅から削除するための所要の改正をするものであります。

議案第55号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましましては、老朽化により解体することとなった愛子団地1戸を管理戸数から削除するため、所要の改正をするものであります。

議案第56号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）につきましましては、歳出予算において全課に及ぶ人件費の調整のほか、総務費では多目的アリーナ整備予定地地質調査業務委託、旧尾之間支所車庫解体工事、公共施設整備基金積立て、町議会議員補欠選挙に係る費用を、民生費では低所得者を対象とした物価高騰緊急支援給付金、すこやかふれあいセンター改修工事、児童措置費過年度返納金を、衛生費では上水道事業特別会計補助金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に係る国庫支出金過年度返納金を、農林水産業費では食肉加工施設整備補助金、中間用水路管理道路、高平用水路工事、松くい虫防除委託の増額を、商工費では春田浜海水浴場施設解体工事を、土木費では吉田中央線・大浦団地通路工事、第2深川護岸改修、永田団地・原団地改修工事を、消防費では熊毛地区消防組合負担金の増額を、教育費では小・中学校修繕料、中央中多目的教室空調、楠川公民館大規模改修、国民体育大会実行委員会負担金の増額を、公債費では町債利子の増額に対し、歳入予算において普通交付税、地方創生臨時交付金、国県支出金、基金繰入金減額等で調整する予算計上のため、歳入歳出それぞれ3億4,008万円を追加し、予算の総額を129億8,110万9,000円にするものであります。

議案第57号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましましては、収益的収入及び支出における水道事業収益で前年度国庫補助事業の繰越しにより、長期前受金戻入等の調整のため101万9,000円を減額し、予算の総額を4億7,278万6,000円とし、水道事業費用では、人件費の調整、花揚浄水場前処理機、ろ材充填業務委託の実施、減価償却費の調整のため337万3,000円を追加し、予算の総額を4億2,608万6,000



円にするものであります。

また、資本的収入及び支出における資本的収入で、事業実施による企業債の調整及び一般会計補助金の増額により890万7,000円を追加し、予算の総額を3億5,279万7,000円とし、資本的支出では各浄水場施設更新等のため573万2,000円を追加し、予算の総額を4億6,000円にすることに併せ、資本的収支の不足額を4,720万9,000円に補正し、企業債限度額を変更するものであります。

議案第58号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収支及び支出における農業集落排水事業収益で長期前受金戻入の調整のため230万5,000円を追加し、予算の総額を4,567万5,000円にするものであります。

また、資本的収入及び支出における資本的支出で、公共ます設置工事、処理場施設及びポンプ取替え修繕工事の増額のため100万円を追加し、予算の総額を2,957万1,000円にすることに併せ、資本的収支の不足額を250万円に補正し、補填財源を減債積立金取崩し額に改めるものであります。

議案第59号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国民健康保険基金積立て及び保険給付費等交付金償還金などを前年度繰越金等で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ2,208万5,000円を追加し、予算の総額を19億1,562万3,000円にするものであります。

議案第60号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費準備基金積立ての実施及び国県支払基金負担金等償還金の増額等を繰越金等で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ8,135万2,000円を追加し、予算の総額を15億4,497万1,000円にするものであります。

議案第61号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出における船舶事業収益的収入で、消費税及び地方債費、地方消費税還付金の増額のため860万円を追加し、予算の総額を5億3,809万9,000円とし、船舶事業収益的支出で人件費等の増額のため58万7,000円を追加し、予算の総額を5億3,008万6,000円にするものであります。

議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出における電気事業費用で人件費の増額を予算措置するものでありますが、予備費で調整するため予算の総額6億2,967万1,000円に変更はありません。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより議案第53号から議案第62号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○15番（大角利成君）

議案第56号、一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。

11ページです。今回、財産管理費の中で、委託料、地質調査業務委託、多目的アリーナ整備予定地の地質調査の委託費600万円が計上されております。

合併後における公共施設の一元化が問われており、宮之浦及び安房の体育館もその1つであると思っておりますが、多目的アリーナ整備予定地はどこなのか、場所の決定までの経緯について、まずはお伺いいたします。

次、同じく11ページ、財産管理費のところです。工事請負費の中で、尾之間支所車庫解体の請負工事550万円が計上されております。

周辺整備の方針が定まっていない中で、この車庫解体を急ぐ考えについてお伺いいたします。私が見る範囲では、かなりしっかりした車庫であり今後も十分に利活用ができると思うのですが、なぜ解体工事を急ぐのか、その点についてお伺いいたします。

### ○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

### ○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの大角議員の御質問にお答えします。

まず、委託料の地質調査の場所については、これまで公共施設旧庁舎跡地利活用計画に基づきまして地域住民を含めたワークショップ等をしてきました。その中で、やはり建替えをするならば高台という意見等がありまして、その高台等の意見を踏まえまして場所の候補地を3か所程度設定しました。

その中で、関係課そして町長、副町長、教育長を交えて、今のところ第1案という形で宮之浦体育館の操法練習をするところがあるんですが、その操法練習場のところに第1案として計画をしているところであります。

ただし、軟弱地盤等があった場合には計画を進めて設計をしても、実質、場所が変更になることもあることから、今回はそこで4地点の地質調査をして軟弱地盤ではないかという部分を調査するために、今回、計上させていただいたところであります。

2点目の工事請負費の尾之間支所D棟の車庫の解体については、昨年度、産業振興課でトラクターを購入しております。このトラクターについては農業管理センターへ貸付けを行うものでありましたが、そのトラクターを入れる倉庫がないということでありまして、また、今年度につきましても、そのトラクターを移動するためのトラックも購入予定としているところであります。

管理センターのほうからも、その倉庫として最初は貸していただけないかということであったのですが、場所等がそこだと不便だということがありまして、今回、そのトラクターの倉庫用として解体して移設を考えているところであります。

このことにつきましては、今年の3月に各議員にもお配りしました旧庁舎跡地利活用計画の中に盛り込んで承諾を頂いたもので、今回、その意に基づいて予算を計上したものであります。

以上です。

#### ○15番（大角利成君）

まず、多目的アリーナの整備予定地であります。これまで議論をする中で、旧町で申し上げますと宮之浦のほうに旧上屋久町であります中心地、宮之浦に体育館がございましたし、旧屋久町で言うと人口密集地の安房のほうにございました。

先程申し上げましたように、そろそろと言うか、10年過ぎて色んな施設の一体化を議論するところでもあります。場所の選定について庁舎問題も色々ありましたが、町長は英断を行ってそういう提案をし、この場所に出来上がりました。

50年、100年先を見据えたときに、私はアリーナ施設というのは我が町にはもう1か所でいいだろうと思うし、先程申し上げました将来の体育館についてもやはり考える時期に来ていると思います。

これまでの中で、場所が決定するまでにそのような意見等も出なかったのかどうか、もう少し早く議会のほうにも情報がほしかったなと思います。ぜひこのことについては総務委員会のほうでもよく議論をしていただきたいと思います。

それから、尾之間支所の車庫についてですが、非常に立派な車庫です。今、移転のお話がありましたが、後の利活用をどうするかである車庫も使えると私は思っていますし、今でも包括の方々もいらっしゃいますし、何台か町の車も入っているのを時々見ますけれども、職員の方もいつも雨ざらし日ざらしで駐車場にとめております。

そんなに急いである車庫を取り壊す必要があるのかなと私は考えておりますので、ぜひこの件についても総務委員会のほうで議論を重ねてほしいと思います。

以上です。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○9番（榎 光徳君）

3点だけお尋ねいたします。

まず、議案第56号ですが、15ページの高齢者福祉費の中で委託料と、今回、工事請負費、すこやかふれあいセンターが計上されているのですが、これまでもこれは色々補修等を行ってきた経緯もあるんですが、これの中身についてお尋ねいたします。

それと、同じく20ページですが、農業総務費の中で工事請負費、尾之間の運動広場の工事請負費が計上されておりますが、これの中身を教えてください。

それと、3点目が24ページですけれども、同じく工事請負費で春田浜の海水浴場施設

の解体が800万円ほど計上されております。これの中身についても教えていただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

委託料の工事設計委託につきましては、すこやかふれあいセンター屋根の改修工事の設計ということになります。これにつきましては、20か所の明かり取り部分がございしますが、この部分の修繕の設計ということでございます。

また、工事請負費がございしますので、これとセットになっております。この工事請負費についても屋根の改修工事ということでございます。

センターについては、経年劣化が著しくて屋根の雨漏り箇所が増えてきたということで、毎年のように部分的な改修、屋根の修繕を行ってききましたが、近年は特に雨漏りがひどくて修繕が追いつかない状態であると、そのため雨漏りの大きな原因であると考えられる、先程言いました20か所ある明かり取りの部分を全て埋めると、なくすということです。

そうすると今度は中が暗くなると思われることから、全ての照明をLEDに変更しようと、これが36か所あります。36か所をLEDに変更しようとするものでございます。

明かり取り部分を2,300万円、照明部分を2,000万円で見積もってございます。

以上です。

○産業振興課長（松田賢一君）

20ページの農業総務費の工事請負費ですが、尾之間運動広場の操法場のほうに防護柵があったんですけれども、腐敗をしておりまして、今、木ぐいでロープを張っている状況です。その防護柵の取替えの工事ということで計上をしております。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

春田浜の海水浴場施設解体について御説明いたします。

春田浜海水浴場の休憩舎は、令和4年度に監視台建替えと併せまして補修工事を発注いたしましたが、補修不能となり、現在、立ち入り禁止としております。

新設と併せまして解体することも考えられますが、現在も崩落しており危険であることなど緊急性を考慮し、海水浴場の開場期間終了後、9月以降に解体工事を行いたいため計上をしたところであります。

当時、休憩舎の改修費用としましては350万円を計上してございましたが、解体については倍ぐらいかかるということで、改修することで10年ほど使えればと見込んでおりま

したが、実際に取りかかったところ思った以上に状態が悪かったということでもあります。

今回、処理費用等を含め物価高騰もありまして800万円の計上とさせていただいております。

以上です。

#### ○9番（榎 光徳君）

すこやかふれあいセンターについては、これまでも雨漏りがするという事で色々苦情が来ていまして、最近では色んな大会のたびに、私なんかもたまに行って顔を出すことがあるんですが、よく言われていました。

今回、このようにして改修をするということで、これまでも先程言いましたように何回か補修もしたりしたんですが、それでも一向に全面的に改修できなかったというような経過があると思うんですが、これについては、もう明かり取りを補修すれば雨漏りは止まるということをしかりと確認してのことだと思ってるんですが、それはそれで期待をしているんですが、それと、あと明かり取りのためのLEDにライトを変えるということでしたけれども、それは、今後、照明のそういったことで、明かり取りはなくなったけれどもやっぱり暗いということがないような、業者のそういう色々な知見に基づいたことなんだろうと思うんですが、そこはしっかりと確認はできているんですね。

#### ○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

業者に直接そういう明かりが取れるかということは確認しておりませんが、もちろんこれについては建築の担当のほうと協議をしてやっている部分でございますので、これだけあれば大分違うと、明かり取り部分がなくても明るくなると、しかも横のほうは塞がっていないないということですので、大丈夫ではないかというお話しでございました。

以上です。

#### ○9番（榎 光徳君）

やってみて、もしやっぱり暗かったというようなことになった場合、照明の増設とかそういうのもまた将来においては検討していただきたいと思います。

それと、先程の春田浜の休憩所ですけれども、私もあそこは何回か行くんですが、あずまやと言うんですか、休憩所がありますよね、その隣の倉庫だと思うんですが、それは例えば中を整理してそこを再利用というか、もう全体を全て解体ということが一番ベターな判断なのか、そこはどうなんですか。

#### ○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまおっしゃった施設につきましては、トイレと個室を兼ねた建屋であると思うんですが、そちらについては休憩舎としての利用は今のところ考えておりません。

今回、解体ということになりますけれども、昨年からは休憩舎が使えないということで

利用者の方々にはパラソルを貸与していただいているところですが、当然、急な雷雨とかにはしのげないケースもあるかと思っておりますので、また今後、新たな施設の方向性については検討してまいりたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

私は議案第58号と59号、60号でお尋ねをします。

まず、議案第59号、60号では国民健康保険事業、そして介護保険事業ですが、基金への繰入れが今回の補正になっていますが、今現在の基金高は幾つになるのか、それぞれお示しをいただければと思います。

そして、議案第58号、農業集落の排水事業ですが、この施設自体は合併前の旧屋久町が行った事業で、屋久島町においてし尿処理では特別と言いますか、そういう地位にあるんですが、現実にはもう施設そのものはかなり古いと言っていると思います。今回もそういう修理費の補正が組まれているわけですが、この施設自体、いつ頃まで使えるのか、その辺はどうでしょうか、お答えをいただければと思います。

○生活環境課長（計屋正人君）

議案第58号、農業集落排水の質問でございます。

あとどのぐらい使えるのかという内容ですが、今年度、農業集落排水の最適化の計画を策定するような段取りになってございます。現在、着手をしているところですので、その結果を受けて、痛み具合等々がある程度の把握ができていく、来年以降、それに向けてのきちんとした整備計画をつくっていくという形になる計画としてございます。

今、現段階で大体どのぐらいまだ使えるのかといったところは、私もまだ把握はしてございませんので、しばらくその結果を待っていただければと思います。

以上です。

○健康長寿課総括係長（佐々木 修君）

渡邊博之議員からあった国民健康保険事業の基金についてですが、今、手元に資料がありませんので、後もって回答をさせていただければと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。（「介護」と発言する者あり）

○健康長寿課総括係長（佐々木 修君）

ごめんなさい。介護保険のほうの基金総額ですが、それは手元にありました。令和5年8月31日現在の積立金残高2億4,705万222円です。国保のほうは、また後ほど回答したいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○11番（高橋義友君）

委員会が違いますので、1件だけ確認をさせてください。

先程からすこやかふれあいセンターの件があったんですけれども、建物の補修は今回の予算に計上されているんですけれども、室内のグラウンドの土が大分流出して大きい石がごろごろと出ているということを我々も盛んに耳にしているんですが、そのあたりの今後の方針はどのように考えているのか、そこをお示ししてください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えいたします。

私も先日確認しました。大分、もう下の石とかが見えている状況であるということは認識しております。ただ、今、そこについて、もう土を入れるだけでいいのかどうかということも含めて、抜本的に改修ができないかということは内部で協議しておりますので、まだ予算化はしておりませんが、できれば穴も掘って石を出すとか、そういう改修ができればなと思っています。

ただ、それについてはまた費用がかかることなので、その辺は内部でまた協議させていただきたいと思います。

以上です。

○11番（高橋義友君）

できればセットにしてほしいという気持ちだったんですけれども、当然、言われますよ、外だけして何でここはしないのかと、我々も何遍もそのすこやかセンターの中に入って色々と運動もしているんですが、榎さんからもあったんですけれども、行くたびに耳にしておりますので、早急にここらあたりも補正なり何かできるようにしていただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第56号、一般会計補正予算について3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目が、16ページの民生費、宮之浦児童館の工事請負費が増額となっておりますが、この内容、それと民生費、17ページ、7月に開所した子育て支援センターの現在の利用数及び状況などを教えていただければと思います。

そして、3点目に23ページ、商工費の中で負担金・補助金として、訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金が上がっていますが、これの内容について教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えいたします。

16ページの工事請負費でございますが、これは宮之浦児童館の分でございますが、当初でこれについては予算措置をしておりました改修工事費でございます。これは材料費の高騰により当初より改めて単価を見直して算出した結果、当初の額では不足するということが見込まれたことから、増額で予算計上をするものでございます。

それと、17ページの子育て支援センターの利用数ということですが、今現在、大体1日平均9組から10組ほどの利用があると確認をしております。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

23ページの観光費の中の負担金・補助及び交付金、訪日外国人旅行者受入れ環境整備事業補助金200万円について御説明いたします。

インバウンドの増加に伴いまして、受入れ環境を整備する事業所が増加しております。

今後も申請件数の増加が見込まれるため、今回、内訳としまして10万円の分が5件、20万円が5件、50万円は1件を見込み、200万円を増額しようとするものでございます。

実績としましては、令和4年度が390万円ほどということで、今年最終年の予定でございますが、年々増えている状況にあるようでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正についてから、議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの10件については、お手元にお配りしてあります議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会が第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第16 令和5年請願第2号 モバイルチリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求め



## る請願書

### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、令和5年請願第2号、モバイルリメーサ（可動式小型焼却炉）配備を求める請願書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

### △ 日程第17 令和5年請願第3号 屋久島町立中央中学校テニスコート整備について

### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第17、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

### △ 日程第18 令和5年請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

### △ 日程第19 令和5年陳情第9号 町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置について

### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第19、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月28日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

28日の一般質問につきましては、午前11時より質問を予定しておりました岩山鶴美君から、8月24日に一般質問取下げ申出がありました。

よって、28日の質問者については2名となります。

なお、眞邊真紀君の質問開始時刻につきましては、当初予定時刻のとおり、28日午後1時30分からとします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会      午前10時58分

# 令和5年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和5年8月28日



令和5年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年8月28日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
2番 内田正喜	<p>1. 屋久島空港滑走路延伸事業化の進捗状況について</p> <p>(1) 7月26日の塩田県知事による事業化の財務省及び国土交通省航空局への要望活動の詳細を伺いたい。</p> <p>(2) 要望活動を踏まえ事業化実施への町長の見解を伺いたい。</p> <p>(3) ジェット機就航のための航空会社との協議の状況を伺いたい。</p> <p>2. 世界自然遺産の島の道路の維持管理について</p> <p>県道を国道とし国の管理による世界自然遺産の島に相応しい道路の維持管理を行う必要があると考えるが町長の見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
5番 眞邊真紀	<p>1. 屋久島町ごみ処理施設整備事業の入札について</p> <p>(1) 令和4年11月に実施された入札に参加した川崎技研が、事前公表されていた予定価格を約15億円上回る金額で入札し、意図的に失格となった理由について、町にどのような説明をしているのか。そして、町の受け止めと認識は。</p> <p>(2) 入札に参加した2社うち1社が意図的に失格になったことで、実質的に価格競争がなかった。それを踏まえ、「入札者が2人に達しないときは、入札を中止する」「予定価格を超える価格による入札は、無効とする」と定めた「屋久島町建設工事の予定価格の事前公表に関する要領」を改定して、意図的に予定</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

価格を上回る入札をした業者については、参加したこと自体を無効にする運用に改めることを提案するが、いかがか。
---

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	内田正喜君	3番	小脇淳智郎君
4番	中馬慎一郎君	5番	眞邊真紀君
6番	相良健一郎君	7番	岩山鶴美君
8番	渡邊千護君	9番	榎光徳君
10番	緒方健太君	11番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	岩川俊広君
14番	渡邊博之君	15番	大角利成君
16番	石田尾茂樹君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	政策推進課統括係長	内田剛君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高孝之君	町民課長 兼地域住民課長	鶴田洋治君
生活環境課長	計屋正人君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課参事	眞邊満久君	産業振興課長	松田賢一君
教育総務課長	長美佐子君	電気課長	内田康法君
監査委員事務局長	中村一久君	社会教育課長	泊竜二君



△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ここで健康長寿課長より発言を求められていますので、これを許可します。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

おはようございます。8月25日の金曜日の本定例会総括質疑の中で、渡邊博之議員から国保及び介護特会における基金の総額は幾らかという質問がありました。その質問に対し、介護保険の部分については回答をしましたが、国保の部分について回答ができなかったため、本日回答いたします。

まず、国民健康保険基金であります。令和4年度、積立額が1,350万553円で、基金総額が7,521万645円となっております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、2番、内田正喜君に発言を許可します。

○2番（内田正喜君）

皆さん、おはようございます。2番、内田です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日の質問事項は、屋久島空港滑走路延伸事業化の進捗状況についてと、世界自然遺産の島の道路の維持管理についての2点です。

まず最初に、台風6号による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧をお祈りいたします。台風6号は北上する速度が非常に遅く、長い時間をかけて屋久島を通過していきました。私ごとではありますが、石油組合として、しけが長く続き、油タンカーが入ることができず、お盆の忙しい時期に給油制限等を行わざるを得ませんでした。町民の方々には大変御迷惑をおかけしました。今後、このようなことがないようにメーカー等と密に連携を取り、在庫管理を行ってまいります。

また、長期間のフェリーの欠航により、生鮮食料品等の陳列棚は、がら空きの状態が続きました。滑走路を延伸しジェット機が就航すれば、少しは解消するのではないでし

ようか。

そこで質問です。7月26日の塩田県知事による事業化の財務省及び国土交通省航空局への要望活動の詳細をお伺いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

内田正喜議員の質問にお答えします。

まず、7月26日に実施しました財務省及び国土交通省航空局への要望活動の詳細につきましては、本年6月4日の屋久島空港滑走路延伸の早期事業化に係る島民決起集会で大会決議された、今年度中に事業化が決定することに大きな期待を寄せていることを強く申し上げるため、森山衆議院議員及び塩田県知事に御帯同を賜り、屋久島空港利用促進協議会委員総勢8名で財務省と国土交通省に要望を行ったものであります。

財務省では、新川浩嗣主計局長様と国土交通省航空局では蔵持京治航空ネットワーク部長様にも御対応をいただき、屋久島空港整備促進協議会、屋久島空港利用促進協議会、種子屋久振興協議会、種子屋久観光連絡協議会の4協議会連名で、早期事業化と予算化について要望を申し上げたものであります。

○2番（内田正喜君）

6月4日に行われた総決起大会、大変暑い日で、かなり日焼けいたしました。

それを踏まえて、町長の要望活動、事業化実施への町長の御意見をお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

平成27年度から鹿児島県港湾空港課と本町が連携を図りながら、事業化に向けた調査や事務手続を進め、県や町レベルにおいてできること、実施する必要がある事項等は全て実施したとの認識をもって今回の要望活動に臨んだものであります。要望活動においては、私どもの思いを肯定的に捉えていただいたものと実感しております。来年度からの事業化に向けて、大きな期待を持てる結果であったと私自身受け止めているところであります。

○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。事業化は、来年度、かなり実感的にはできるというお答えでよろしいでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

熱い要望はしてまいりましたが、相手があることですから、事業化に向けては、まだもう一山、二山あるのかなというふうに思っております。恐らく来年度予算が決まるのは12月以降で、大体、内示が出ると思います。今、県の港湾空港課と話をしているのは、

もう一度、11月に国交省あるいは財務省に、知事と御同行いただきたいという願いは、今、している段階であります。

幸いにといいますか、先日行ったときには、国土交通省航空局では蔵持京治という航空ネットワーク部の部長に面会をしたのですけれども、実はそのときに、局長と会う予定にしておりました。ですが、局長はどうしても時間が取れないということで、そうなったのですけれども、この航空局にいる先生は、私が全離島の会長をしていたときに、海本部の局長をしていた人が、今、航空局の局長になって、行く前には、私は電話で局長とも色々個人的にはお話をして、事業化へ向けていい感覚は受けているというふうに私個人は思っております。

## ○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。

それでは次の質問です。ジェット機就航のための航空会社との協議の状況を教えてください。

## ○町長（荒木耕治君）

昨年8月と本年2月に要望活動及び意見交換を行っております。うち8月の活動においては、内田議員も御参加をいただいておりますので、おおむね御承知のことと思いません。

航空会社においては、現状として屋久島発着便を運航している関係もあり、日本航空グループが屋久島のポテンシャルを高く評価しており、関東圏からの航空路において一定の需要を見込んでおりますので、ジェット機の就航については前向きに検討する意向を持っているようであります。

滑走路延伸の早期事業化については、しばらくの間、国の動向を見守ることとなりますが、来年度以降を見据えて、気を緩めることなく、近い将来、ジェット機就航を目指して取り組みたいというふうに思っております。

滑走路延伸については、ジェット機就航が種子島空港を延伸するときは、延伸をして、ジェット機が飛ぶかという覚書みたいなものを取らなければならないということで、そのとき取っております。今回、港湾課と事務レベルでずっと調整をしてまいりました。私は、JACがずっと飛んでいるわけですから、本来はJALへ、まずJALに話を持っていくのが筋だろうということで、JALと話をし、JALが思わしくなかったら全日空でもLCCでも、とにかくジェット機であればいいということでございましたので、そういう話をしております。ですから、再三、JALとは、この足かけ10年の間に、何回となくJACの幹部の鹿児島あるいは東京本社には通ってきてまいりました。

そして今、少し条件といいますか、コロナ禍によって、この3年の間に航空局の体制も変わりました。乗務員が少なくなった。要するに機材も減らした。そういうことです

から、仮に延伸が始まって、5年したらジェット機を飛ばしますよという確約というのは、なかなか難しいということです。ですから、今、国交省も必ず飛ばすという覚書はないですけれども、それにごく近い形で、先程も申しましたように、JALはポテンシャルも高いので、飛ばす意向は十分に持っている。そういう段階で国に要望することが可能だろうという判断をして、先日、財務省と国交省に行って話をしたということでございます。ですから、もうこれでできるということではありませんので、これから、もうひと踏ん張り、ふた踏ん張りしなければ、来年の事業化に向けてやらなければいけないというふうには思っております。

○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。

最近も、飛行機が1台故障したのために、空港、やり取りが大変になって、欠航している状態が続いて、観光客の方が困難な状態になっているとお聞きしております。もし事業化された場合、屋久島町の一般財源の中からの持ち出しというか、補助率とか、そういういったのがもし分かれば、教えていただければお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

空港の拡張延伸は、国のものですから、本来、事業費は国が8割、県が2割、町の持ち出しはありません。そこに数十万円といいますか、数百万円といいますか、それは何がしかの付帯工事か何かで出てくるかもしれませんけれども、基本的には国が8割、県が2割の事業化です。ですから、町に対する財政的な負担はないというふうに私は思っており、町長に当選してからずっとこの事業に取り組んでいるということでございます。

○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。町の持ち出しがほぼないということで、これは町にとっては大変よい事業ではないかと思っております。引き続き延伸について御苦勞されてください。よろしくお願いいたします。

引き続き、次の質問に移ります。県道を国道として国の管理による世界自然遺産の島にふさわしい道路の維持管理を行う必要があると考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

県道の国道化の可能性につきまして、まず、道路法第5条には、国道とは高速自動車国道と合わせて全国的な幹線道路網を構成する道路とされ、かつ1号から5号のいずれかに該当することが規定をされています。主に、県庁所在地や人口10万人以上の市、国際観光上、重要な地と国道を連携する道路のようで、町内の県道はいずれも要件に該当するものはなく、国道化に向けた働きかけは困難だと考えております。世界自然遺産の屋久島にふさわしい道路の維持管理については、機会あるごとに要望をしているところ

であり、引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

## ○2番（内田正喜君）

町長が最後のほうに言われた世界自然遺産にふさわしい道路の維持管理というところを、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

## ○町長（荒木耕治君）

その前に、私が町長に就任したときに、当初、宮之浦から安房、あるいは宮之浦から尾之間まで、この区間を国道化したいという思いがありました。就任をしてすぐ、ここで屋久島事務所との打合せがあったときに、種子島に国道58号があって、奄美に58号があって、何で屋久島にはないのですか。屋久島に国道はできないんですかということを経営の事務所とやり取りをしたことがあります。そのときの県の答えは、国道は起点が市だと言いました。屋久島は市がないので、国道はできないんだという説明を、その当時にですね。ですから、言われてみると、種子島は西之表市あるいは奄美は奄美市があって、そういうことで言われました。市が人口10万ぐらいということですから、人口10万だと西之表は該当しないわけですが、これは国策でロケットの打ち上げがあって、その関係で国道を作った。私はそのときに、そういう政治力でできたんじゃないかという思いがあり、政治力のない人がいたのかなというふうに思っていましたら、その当時は、私どもは熊毛5区、大物政治家が2人いたんですけれども、その2人をもってできなかったのかなという思いがありました。

そのとき、なぜ国道が必要かと私が思ったのは、複線化をしたいと思ったわけです。種子島は今、国道があって、町道とか県道とか色々あって、その経験は、合併前の上屋久町の議員時代に、吉田で崖崩れがあって、吉田と永田が孤立しました。そういう思いがあって、やはりそうしたときに県道1本ではどうしようもないということがあって、要するに国道にして、また県道を造らせて、そういう複線化をしたいなど、そうしないといけないなど。農道、林道というのを造っていますけれども、そうじゃなくて、国や県に財政的にあまり負担のないものを造らせようという思いがあったから、そういうふうに思いました。ですから、国道は造りたいという思いはありましたが、色んな条件等があって、諦めたわけでは決してありませんけれども、今、時代が変わって、今はそういうものじゃなくて、やれる方法があるんじゃないかというふうには思っております。

そこで、先程言いました世界自然遺産の島に登録をされて、世界自然遺産の島らしい道路づくりということは、私も常々そう思っております。鹿児島県が発注する仕事は県下統一です。離島は離島の道の造り方なんかやりませんから、もう鹿児島市も同じ規格で同じように造るわけです。昔からそういう造り方をしている。まず、今、県に申し上げていることは、9割森林の島で、街路樹が本当に必要ですかと言っています。それより安全に通行できる歩道をきちんと整備をしてもらいたい。

あるいは、最近、自転車でサイクリング等をやられる方がいらっしゃいますから、そういうものを造っていただきたいというのと、もう一つは、今、南部のほうにはあまり植まっていますけれども、北部のほうにはクロガネモチが街路樹として植まっています。これは成長の早い木でなかなかいいんですが、世界自然遺産に指定をされて、これは在来種ですかと、今、言ってます。これは屋久島の植物ではない。だから、どうしても県がそうやって街路樹を植えたいというのであれば、世界自然遺産になったのであれば、屋久島の樹木を植えてくださいよと。例えば、今、宮浦の小学校前にリンゴツバキを植えています。あれは町道で造って、県道に移管したわけですがけれども、町道で造るときに、あそこの街路樹に何を植えるかということ、その当時、議会でも議論をしました。最初、桜並木を作ろうということで、桜の木を植えようという話をしたら、近隣の住民から大反対を受けまして、その原因は、昔の人は桜の木には白アリがつくと言って、街路樹を非常に嫌ったというのがありまして、それで桜はやめてリンゴツバキにしようということで、リンゴツバキにした経緯があります。

ですから、今、皆さんもお気づきかどうか知りませんが、徳洲会病院から屋久島高校までの歩道を県が造り替えています。あそこもずっとクロガネモチとツツジの植え込みがあったんですけども、あれを宮之浦の区長さんと取ったらどうですかという話をして、あそこは今、全部クロガネモチを取りました。植え込みも取りました。植え込みは一つ障害があって、道路が高くて、下から上がってくると、左から来る車が見えないと言うんです。それは年に2回しか街路樹の剪定をやらない。夏場には、もう一週間したら、カヤとかは高くなりますから、そういう安全上もそれはよくないでしょうということで切りました。クロガネモチは特に落葉樹ですから、冬は裸になりますし、赤い実もなります。また、ヒヨドリやツグミ、メジロもいっぱい来ます。その近隣を汚す。そういうこともありまして、街路樹を撤去してくださいということで、植えたものはなかなか切りませんから、そういう事業があるところは、そういうふうにしていこうということで、今、やっております。

先日、議員も言いましたけれども、台風6号で大変な雨が降りました。恐らく山間部は私たちが想像する以上の雨が降っています。永田、宮之浦川、安房川、栗生川、永田は少し氾濫をしましたがけれども、あとの3つの川も氾濫直前で、危うく免れたというのが現実だというふうに思っております。ですから、そういう中で、西部林道の川原1号橋というのが今度流れました。現場に先日行きましたけれども、やはりすさまじいです。これは個人の見解ですがけれども、恐らくあれは水だけじゃないだろう。上がどこか崩れているんじゃないかと。それであの大きな石が土石流みたいになってきて、十五、六mあるのが跡形もなく流れているわけです。両側の橋台しか残っていませんから。これも大変な災害だろうなというふうに思っています。

だから、そういう部分の道路といいますか、そういう道造りというのは、非常にこれから大事だろうと思っております。ですから、現場では道の造り方もそうですけれども、もう来年早々にはウルトラマラニックが控えていますし、2月にはサイクリングがあります。今の現状で、そういう冬場のそういうイベントができないような状況になっている。県には一日も早く、仮設でもいいから、人だけでもいいから渡れるような対応をしてくださいというお願いはしておりますが、根本的には橋を造り替えるときに、どういう橋を造るかというのは考えなければいけないというふうに思います。

少し長くなりますけれども、自然遺産は、屋久島町で幾ら言ったってしょうがないというふうに思っています。今、奄美・琉球が2年前に自然遺産になられて、5つの地域が自然遺産に登録されました。幸い、その前に5地域会議というのを自然遺産でやったんです。ですから、今、そこで大きく議論をしているのは、財政的な支援です。小笠原にしても屋久島にしても、奄美、沖縄にしても、白神、青森、秋田にしても、財政的に豊かではありませんから、やはりそういうところで世界自然遺産に合った道造りというのを、今、要望をしていこうというふうにしています。それは、工事単価が2倍になろうが3倍になろうが、普通の県道、国道を造るとなっても、それはやはり国や県と要望をしていって、自然遺産の島にふさわしい道を造っていかねばいけないというふうに思っています。

ですから、今、西部林道という、そこだけを自然遺産の道を造るんじゃなくて、屋久島町全体がそういうふうに自然遺産のそこにふさわしいような道路作り、あるいは色々なことも、そういう形で、今後、行政も含めてやっていかなければいけないだろう。

来た人は21%だと思って来る人ほとんどいませんから。降りた途端、屋久島は全て自然遺産だというふうに思って来られる方が大多数だと思いますので。ですから、そういう面では、そこに特化することなく、そういうことを今後5つの地域と一緒に、国に働きかけていって、ほかの地域と違うような道造りをやっていきたいというふうに考えております。

## ○2番（内田正喜君）

ありがとうございます。西部林道崩落、淀川線の崩落もありました。町の工事ではないですが、県、林野庁等に強く働きかけて、1日でも早く、これはかなり観光資源としてのマイナスになると思われまので、なるべく早い復旧をお願いしたいと思っております。

早いですけども、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

## ○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許可します。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。5番、眞邊真紀です。

本定例会では一般質問をする議員が2人しかいないということで、荒木町長もほっと安心されていることと思いますが、その最後の質問となる私も、今回短く1点のみの質問となりますので、改めてどうか御安心ください。

通告に従って質問させていただく前に、先日8月1日に実施された議員研修、自治体議員に求められるコンプライアンスとはについて、その内容を少し御紹介したいと思います。住民代表として議員はどうあるべきなのかを改めて考えさせられる素晴らしい研修だったので、その内容について、荒木町長をはじめとした町執行部の皆さんに知っていただくとともに、ユーチューブチャンネルで配信される議会動画を視聴する多くの町民の皆さんにも、この機会に御紹介できればと思っております。

この議員研修は、地方議会事務局の在り方などを研究する地方事務局実務研究会が作成した映像教材を使って行われ、私を含めて15人の議員全員が参加し、議員は選ばれたよき人と見られる立場であり、さらに違法かどうかではなく、人からどう見られるのかを考えなくてはならないなど、町民の代表として求められる基本的な知識を約1時間にわたって学びました。

研修では、まず、コンプライアンスという言葉の定義について説明がありました。一般的には法令遵守と理解されることが多いようですが、実際には各種の法令や内規に加えて、マナーやモラルなどの道徳をも守るという概念だということで、世の中で通用しているルールや常識を含めて守ることが重要だということでした。そして、住民の代表である私たち議員は、社会からの期待に応えるためにもコンプライアンスを遵守するということが極めて重要であるということでした。

続いて、議員の身分についての説明があり、議員は選挙で選ばれた全住民の代表であり、住民の負託を受けた存在だということで、もし議員が不祥事を起こした場合は、住民に対して説明責任を負うことになるとの注意を受けました。また、議員は自身に票を入れてくれた住民だけの代表ではなく、全住民の間接代表なので、全ての住民に対して説明責任を負うということでした。

さらに、コンプライアンス違反の基準についても説明がありました。コンプライアンス違反に当たるか否かは、各種の法律に違反しているかどうかだけではなく、不当や不適切な行動などに対する道義的責任にまで及ぶということでした。つまり、違法でなけ



れば何をしていいということではなく、社会通念や社会常識、モラルなどに照らして、自分の行動を律する必要があるということです。そして、もし議員が問題のある行為をした場合は、その問題の程度によって責任を負うか否かの判断がなされますが、議員はその幅がとても広く、一般人であれば許される言動でも、議員の場合は批判される対象になると注意を受けました。また、コンプライアンスを守るための心構えとして、議員には一般人よりも高いレベルのコンプライアンス意識が求められるとの指摘があり、自身の言動が適切か否かを判断するに当たっては、アウトかどうかより手前のアウトに見えるおそれはないかと考えるべきだとのアドバイスがありました。さらに、自己のものさしだけで判断せず、他人の意見を聞くことが大切であり、常に住民に見られているという意識を持つようにするべきだという注意喚起がありました。

そして、研修の最後には、議員が不祥事を起こした際に、議会として求められる対応について説明がありました。その中で、議会外で不祥事があった場合の対処として、まず始めに議長声明を出すなどして、議会として認識を表明することが重要だということでした。そして、その不祥事に対しては、議会内に特別委員会などを設置して、不祥事に対する調査と認定を行った上で、議員の発議で問責決議や議員辞職勧告決議などを提案することが求められるとの指摘がありました。さらに、これら一連の対応では、議長のリーダーシップが重要で、議長を中心に全議員が一体となって対処することで、議会の自立権が広く認められるということでした。

議員のコンプライアンスについて、非常に分かりやすく、約1時間の研修で学ばせていただいたことに大変感謝しております。この機会に習得した知識を無駄にしないよう、今後の議員活動に最大限生かしていきたいと思っております。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

屋久島町ごみ処理施設整備事業の入札について。令和4年11月に実施された入札に参加した川崎技研が、事前公表されていた予定価格を約15億円上回る金額で入札し、意図的に失格となった理由について、町にどのような説明をしているのか。そして、町の受け止めと認識は。御回答よろしく申し上げます。

**○議長（石田尾茂樹君）**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

**○町長（荒木耕治君）**

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

11月24日に入札参加資格を有する2社のプレゼンテーション及びヒアリングの技術審査と開札による価格審査を行いました。1社は予定価格を超過し、技術評価で他社を上回ったものの、価格評価及び総合評価で失格となりました。その入札額は確かに予定価格を大きく上回る金額であったと言え、予定価格内での金額を期待していただけに残

念に感じたところであります。これらの理由は、コロナ禍による各種工業製品価格の上昇及び納品遅れに加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の大幅な上昇による各種メーカーやゼネコンの取引価格の高騰により、建設費価格が大幅に上がったことが予定価格超過となったとの文書による回答を受けております。

本町が公告した入札説明書並びに落札者決定基準書等では、予定価格超過は失格するが、その行為を禁ずる規定を設けておらず、これまでの資料作成や人員派遣に多額の費用を費やしながら、意図的に失格を選択する概然性は低いと想定をしており、9月の入札書提出から11月24日の技術審査及び開札までの間のプレゼン内容や、その態度等に思い当たる節もありませんでした。予定価格超過は事実上の撤退と考えられますが、入札不落時の再度公告の可能性も模索したとのこと。いずれにしましても、企業戦略に基づく結果となりますので、それ以上でもそれ以下でもないを受け止めているところであります。

○5番（眞邊真紀君）

川崎技研さんに出した回答書の回答の中の一部を読み上げていただいた形になったと思います。結果的に、それ以上でもそれ以下でもないというふうに町のほうもおっしゃっていますけれども、最初、4社、総合評価方式にエントリーをされて、途中2社が辞退をされています。総合評価を受ける段階では川崎技研さんと、もう1個、落札者のテスコさんしか残っていなかったわけですが、川崎技研さんの言い分は言い分で、今お聞きしましたけれども、結果的に、それによってきちんと競争が働いた入札になったかどうか、その点どうお考えですか。

○生活環境課長（計屋正人君）

私どもとしては、きちんと競争性が働いたものというふうに認識をして、現在もそのように思っております。また、議員の2問目の質問にもつながるかなと思うのですが、私どもはそのように理解をしているところです。

○5番（眞邊真紀君）

本来は、15億も高い金額の札を入れたら無効なわけです。実際、失格という扱いをされて、入札自体は成立をして、1社が落札して契約を結んだ形にはなっていますけれども、予定価格を公表していなかったら、それも一つありかなと思います。ただ、なぜ予定価格を公表していたのでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

予定価格の公表は、私どもの町の入札の在り方の中で、大型の入札に関しましては、予定価格を事前に公表して取り組んでいくという流れの中で採用をしたものでございます。

○5番（眞邊真紀君）

そして結果的に開札をしてみたら、とんでもない金額が片方入られていて、それでも入札が形式的には成り立ったというふうになったんだと思います。法的に違法かどうかと言われると、非常に総合評価方式のやり方というのは、グレーゾーンが非常に広くて、考え方がすごくたくさんあるんだなというのを総務省の方とも話をして思ったところなんですけど、これが何社か参加をしていて、1社がこういう結果だと、そういう解釈も仕方ないのかなと思うんですけど、繰り返すように、川崎技研さんとテスコさんしか残っていませんでした。片方が予定価格をはるかに上回る札を入れていて、実際には失格、無効なわけです。本来だったら、入札がなかったこととというようなルールを設けないと、また同じことが起きると思うのです。今後、こういう入札がある可能性が、今のルールのままでは十分あり得るかと思うんですけども、2問目に移りますが、これを見直すお考えがあるかどうか、お伺いします。

#### ○町長（荒木耕治君）

本入札は地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札であって、基本的に一般競争入札として工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札意欲のある者の入札参加機会は確保されているため、仮に本入札で参加資格審査及び技術提案基礎審査を合格した入札者が、たとえ1社であったとしても、入札における競争性は確保されていると判断をされます。

この場合、議員が指摘する屋久島町建設工事の予定価格の事前公表に関する要領第6条第1号の「入札者が2人に達しないときは入札を中止する」との整合の検討が必要となりますが、御承知のとおり、本入札は参加審査及び技術提案基礎審査を合格した2社の入札となったため、当然、整合性は確保されているものであります。本入札は、屋久島町建設工事の予定価格の事前公表に関する要領に沿ったものであり、議員が提案する部分の要領改正は考えていませんが、地方自治法等に規定する一般競争入札の原則的解釈と、本町内規である当該要領の整合を図るため、当該要領第6条に規定する入札の執行条件第1号部分の「入札者が2人に達しないときは入札を中止する」に、「指名競争入札に限る」を加える等の改正が必要だというふうに考えているところであります。

#### ○5番（眞邊真紀君）

屋久島町建設工事の予定価格の事前公表に関する要領の中の第6条の（1）入札者が2人に達しないときは入札を中止するというところに、指名競争入札に限るという文言を付け加えるということが改善になるという考え方でよろしいですか。

#### ○生活環境課長（計屋正人君）

そのように考えております。町長の答弁の中でもございましたが、今回の総合評価の落札方式の入札は、あくまで一般競争入札の形式を採用してございます。一般競争入札においては、たとえ1社の入札であったとしても、事前に公表をし、多くの皆さんの参

加を保障しているといった観点から、その時点で競争が成立するというふうに考えられております。

一方、指名競争入札に関しましては、指名を私どもはなるべく5社以上するわけなのですが、その指名をした企業さんが1社しか仮にない場合、これはそもそも指名した業者さんたちが参加していないのではないかというような考え方が成立するため、そこについては、1社の場合は、この要領のとおり、整合性といいますか、よろしくないといったところで、そのまま生かし、今回のような一般競争入札の場合は、1社でも当然成立しますよといったところを本要領の中で整備をする必要があるというふうに思っております。

#### ○5番（真邊真紀君）

では、特に今回のように予定価格を超えた業者と、きちんと予定価格以下で抑えて札を入れた業者が2社入札に参加したとしたら、その入札というのは今後も成立したという捉え方をするというので、それは法的には恐らく問題ないでしょうけれども、やはり2社参加して、片方が予定価格を超えて、片方が予定価格ぎりぎりの、この前も99.7%くらいで落札されていると思うんですが、何が疑われるかというのと、示し合わせて入札に参加しているんじゃないかということも、当然、大きな価格の事業ですから疑われると思うんです。実際に、うちは予定価格より高い札を入れておくからというので、競争したように見せかけて、落札をするなんていうことも今後起きてしまう。今回がそうだったとは言いませんけれども、そういうことが続いてしまう可能性が大いにあるということで、やはり疑われると思うんです。

今回、大幅な改正をするおつもりはないということですが、予定価格を15億円も高い札が入っていたのを開札したときに、実際、町側も非常に驚いたと思うんです。真面目に入札で価格を競り合って、技術も競り合って参加されていると思っていたと思うので、その辺は真摯に受け止めて、そういうことが今後起こらないように、対策を取るべきんじゃないかなと思うんですが、今のところ一般競争入札なので、1社でも参加していれば競争が働いたというふうなお考えだということでおっしゃっていますから、それでいいんですけれども。

あと、15億円も高い札が入っていたという理由に、川崎技研さんが答えてきた、コロナ禍による各種工業製品価格の上昇及び納品遅延に加え、ロシアのウクライナ侵攻によりと、先程、町長も御答弁されていましたが、やはり物の値段が爆上がりしています。

今回の価格をこれだけ高額で入れなければいけなかった理由というの、一方ではあるのかなというふうに、川崎技研さんが出している回答を見ると、そういうふうにも解釈ができるので、逆に、この27億円という予定価格自体が、この事業をする上で適切だったのかどうかというところの評価は、この15億円も高い札が入ったことによって、町

のほうでは検討されていますでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

事前公表した予定価格は、それに至るまで委員会の中で様々な積算をした上で作り上げた、積算した数値でございます。ただ、議員が言われるように、ちょうどそのタイミングで様々な社会情勢の変化といったところはあったわけなのですが、当然、私どもの事前に積算した価格も、ある程度のそういった伸びといったものは積算をして作成してございますので、やはり担当課としては、私どもの積算した金額というのは、現状ではぎりぎりだけれども、正しい数値であったというふうに認識してございます。

○5番（眞邊真紀君）

競争が働いていないんじゃないかという思いとともに、この価格について、今後、また何が高騰した、資材が入ってこない、流通にもお金がかかるとか言って、何億円も上積みされるようなことが決してないように願うばかりです。

この入札のルールについては、総合評価方式は非常に複雑なところがあって、また今後、提案させていただくこともあろうかと思っておりますけれども、今日はもうこれで終わります。

○生活環境課長（計屋正人君）

当然、私どもの積み上げた予定価格がございしますが、それ以後の物価の変動といったところは、当然、スライド条項といったものも含めて変化するおそれというのは十分考えられます。そうならないように担当課としても願っておりますが、そこはまた別のところといったところがありますので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月5日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時55分



# 令和5年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和5年9月5日





令和5年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第53号 屋久島町総合センター条例の一部改正について
- 日程第2 議案第54号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第3 議案第55号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第4 議案第56号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第57号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第58号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第60号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第61号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第62号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 報告第9号 令和4年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について
- 日程第12 報告第10号 令和4年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第63号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第64号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 認定第1号 令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第3号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 認定第7号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第8号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第9号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第10号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 令和5年請願第3号 屋久島町立中央中学校テニスコート整備について
- 日程第26 令和5年請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第27 令和5年陳情第9号 町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置について
- 日程第28 発委第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案について
- 日程第29 発委第5号 屋久島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第30 発議第2号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案について
- 日程第31 常任委員の選任
- 日程第32 議会運営委員の選任
- 日程第33 屋久島町議会議員定数等調査特別委員会中間報告について
- 日程第34 発議第3号 屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案について
- 日程第35 議員派遣について
- 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第37 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第38 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第39 閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	内田正喜君	3番	小脇淳智郎君
4番	中馬慎一郎君	5番	眞邊真紀君
6番	相良健一郎君	7番	岩山鶴美君
8番	渡邊千護君	9番	榎光徳君
10番	緒方健太君	11番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	岩川俊広君
14番	渡邊博之君	15番	大角利成君
16番	石田尾茂樹君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村一久君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	塚田美恵君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	鶴田洋治君
福祉支援課長兼福祉事務所長	日高孝之君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	松田賢一君
建設課参事	眞邊満久君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
監査委員事務局長	中村一久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第53号 屋久島町総合センター条例の一部改正について
- △ 日程第2 議案第54号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第55号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第56号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第5 議案第57号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第6 議案第58号 令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第7 議案第59号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第8 議案第60号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第9 議案第61号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第10 議案第62号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正についてから日程第10、議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。令和5年第3回屋久島町議会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案53、56（分割）、61号の条例案1件、予算案2件、計3件でございました。

委員会審査は、8月30日10時より、第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、まず議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正についてであります。

委員から、会議室などの利用状況への影響はないかとの質疑に対し、1階大会議室と安房公民館などの利用も含め大きな問題はない、今後、1階の改修の中で会議室が増える予定になっているとの回答がありました。

また、委員より、ホールの音響などは使用できるかとの質疑に対し、ホールの雨漏りや、消防から排煙設備についての指摘を受けており、ホールの利用ができない状況なので、そこにある音響設備も利用できないとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）（分割）についてであります。

多岐にわたりますので、主なものを御報告申し上げます。

総務課所管では、委員より、研修費委託料の詳細を求める質疑に対し、人事評価の評価者の研修ということで、今の人事評価の評価者は一時評価係長になり、係長以上の職員が受けることになるとの回答がありました。

また、委員より、DX担当職員についての概要説明を求める質疑に対し、現在、若手職員10名ほどで構成し3年目になる。業務の簡素化、電算デジタル化などの検討をしているとの回答がありました。

政策推進課所管では、委員より、旧尾之間支所車庫解体費について、車庫は今でも利用価値があり、移す必要があるのかとの質疑に対し、農業管理センターに貸し付けるトラクターなどの格納庫整備が以前から検討されており、旧尾之間支所の車庫を移設したほうが経費的に安くつくとの回答がありました。

また、委員より、現在の利用の状況はどうかとの質疑に対し、包括支援センターの4台及び公用車、公社の職員の自家用車として1台が解体予定の車庫に駐車しているとの回答があり、対策として図書室の前を整備していきたい。また、民間団体含め旧支所

跡地利用の協議の中では、一体的な利用構想もあるとの回答もありました。

また、委員より、1億2,000万円の基金繰入金は何を想定しているものか説明を求める質疑に対し、新しくできるごみ焼却場や仮称アリーナの建設事業、また、公共施設の維持補修や改修費については、ほぼ補助金が出ないので、その財源としても活用していきたいとの回答がありました。

教育総務課所管では、委員より、教員住宅、小学校、中学校それぞれの修繕費の詳細を求める質疑に対し、当初予算を半分消化しており、今後の緊急的な修繕に備えるために計上しているとの回答がありました。

また、委員より、工事請負費減額についての質疑に対し、新年度赴任してきた教員が入る想定で教員住宅の当初予算を組んでいたが、民間住宅に入居が決まり、修理の必要がなくなり減額をしたとの回答がありました。

また、委員より、金岳小・中学校の職員手当が県費で賄われ減額したとのことだが、その詳細な内容を求める質疑に対し、児童生徒に応じ養護教諭の配置が県費か町費であるかが変わってくる。児童生徒数が留学生に大きく左右されるので、毎年当初予算で計上し、留学生が多ければ減額する措置をとっている。今年度の留学生は8名だったとの回答がありました。

社会教育課所管では、委員より、国体まで1か月を切ったが、施設整備の進捗状況はどれぐらいかとの質疑に対し、大体7割との回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、消費税申告分の還付金について詳細な説明を求める質疑に対し、燃料費や代理店への消費税など積み上げた結果、この還付金額になったとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、8月31日、現地調査において、永田公民館、一湊地区排水機構施設、中央中テニスコート、旧尾之間支所車庫を視察してきました。永田、一湊においては台風6号の影響がまだ残っており、次の災害に備え早急な対策が必要かと感じます。視察区の区長、消防団、総務課長、教育総務課長、政策推進課長ほか職員の皆様、お忙しい中、対応していただきありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

## ○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和5年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の結果と経過を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第54号、55号、56号（分割）、57号、58号、59号、60号、62号の条例案2件、補正予算案6件の計8件でありました。

委員会審査は、8月30日10時より、役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第54号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行った。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）（分割）については、多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、委員より、物価高騰緊急支援給付金の支給はいつ頃を予定しているかとの質疑に対し、9月下旬から対象者に申請書を配布し、随時対応していく予定であるとの回答があった。

また、工事設計委託（屋久島町総合センター）が計上されているが、どのような内容かとの質疑に対し、総合センター1階に観光協会の事務所が入っているので、観光協会に移転をしてもらわなければならなかった。6月定例会後に、町長を始め、関係課課長が観光協会と話し合いをし、移転の合意ができた。現在、安房支所の窓口の場所に観光協会に移動してもらう。その際、全体的な広さが確保できないことから、観光協会に対し、倉庫などの整備も考えていく予定であるとの回答があった。

建設課所管では、測量設計委託（尾之間農地耕作条件改善事業）が600万円減額になった理由はとの質疑に対し、事業調整を行ったが、今の状況で事業を実施しても十分な効果が得られないと判断し、今回見送ることとしたとの回答がありました。

産業振興課所管では、食肉処理加工施設整備事業補助金の詳細な内容はとの質疑に対し、動植物性残渣を処理するために一時的に保管するための施設に対する補助金で、島内にジビエ加工業者が2社ある。予算に関しては、1社分計上している。事業者と話し合いを進めているが、1事業者は施設整備を行う余力がないということで、事業を休止する予定となっている。今後、2社一緒に処理できないか検討をしていくとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり



可決すべきものと決定しました。

議案第57号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行いました但質疑はなく、討論を行いました但討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました但質疑はなく、討論を行ったが討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました但質疑はなく、討論を行いました但討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行いました但質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行いました但質疑はなく、討論を行いました但討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、8月31日に西部林道1号橋流出現場の現地調査を行う予定でしたが、雨天のため中止し、ドローン撮影での流出現場の確認を行いました。建設課にはお忙しい中、御対応していただき誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（石田尾茂樹君）**

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、屋久島町総合センター条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、令和5年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第11 報告第9号 令和4年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告について

△ 日程第12 報告第10号 令和4年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第11、報告第9号、令和4年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告についてから日程第12、報告第10号、令和4年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。令和5年第3回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

提案しております案件は、報告2件、条例案1件、予算案1件、認定案10件の計14件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第9号及び第10号について御説明いたします。

まず、報告第9号、令和4年度決算に基づく屋久島町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、一般会計等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和4年度決算におきましては、本町の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準未満であったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

次に、報告第10号、令和4年度決算に基づく屋久島町資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、上水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、船舶事業特別会計、簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

令和4年度決算におきましては、一般会計からの繰入れにより、流動資産が一時借入金などの流動負債を上回ったことで資金不足は生じなかったことから、特段の是正改善を要する指摘事項はなかったところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、総括質疑を行います。なお、報告については、質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 日程第13 議案第63号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

△ 日程第14 議案第64号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第13、議案第63号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてから日程第14、議案第64号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第63号及び第64号について御説明いたします。

議案第63号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、電灯及び動力料金の減額措置につきましては、令和5年10月分までを予定しておりましたが、令和6年1月分までに延長されることが急遽決定をされたことから、所要の改正について追加して提案するものであります。

議案第64号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、8月7日から9日にかけて接近した台風6号によって被害を受けた町道・農林道等の災害復旧費用等を予算措置するものであります。

財源としましては、財政調整基金繰入金を当て、歳入歳出それぞれ2,747万7,000円を追加し、予算の総額を130億858万6,000円にするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第63号から議案第64号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第63号から議案第64号までの2件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第64号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、議案第63号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第15 認定第1号 令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第16 認定第2号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第17 認定第3号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第18 認定第4号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第19 認定第5号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第20 認定第6号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第21 認定第7号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第22 認定第8号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第23 認定第9号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第24 認定第10号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第15、認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、認定第1号から認定第10号につきまして御説明いたします。

認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、町税、使用料及び手数料などの自主財源のほか、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、町債などを歳入に受け入れ、人件費、扶助費、公債費、災害復旧費、基金積立金、特別会計への繰出金、口永良部島光ファイバー整備などの支出を行い、決算額は歳入総額が145億3,999万4,536円、歳出総額が138億7,221万5,090円で、歳入歳出差引額は6億6,777万9,446円となり、令和5年度へ繰り越すべき財源3億2,148万980円を差し引いた実質収支は、3億4,629万8,466円の黒字となりました。

次に、認定第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益は4億8,346万7,298円、水道事業費用は4億1,935万1,133円で、当年度利益は6,411万6,165円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入が2億2,671万1,870円、水道事業資本的支出は2億8,424万4,225円で、令和5年度へ繰り越すべき財源12万9,000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,766万1,655円は、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益処分額で補填をしました。

次に、認定第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、基金繰入金、弁済金などを歳入として受け入れ、簡易水道施設管理費、弁済金繰越し、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに4,776万8,046円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第4号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、農集排事業収益は4,350万2,401円、農集排事業費用は4,299万5,332円で、当年度利益は50万7,069円となりました。資本的収入及び支出におきましては、農集排事業資本的収入が2,515万6,000円、農集排事業資本的支出が2,706万4,826円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額190万8,826円は当年度損益勘定留保資金で補填をしました。

認定第5号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、国民健康保険税、県保険給付費等交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保険事業費などの支出を行い、決算額は歳入総額が19億3,770万4,014円、歳出総額が19億1,268万9,164円で、実質収支は2,501万4,850円の黒字となりました。

次に、認定第6号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、介護保険料、国・県介護給付費負担金、国調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、保険給付費、地域支援事業費などの支出を行い、決算額は歳入総額が14億8,202万4,933円、歳出総額が14億214万3,864円で、実質収支は7,988万1,069円の黒字となりました。

次に、認定第7号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、診療所使用料、県補助金、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、栗生、永田及び口永良部島の3診療所の管理運営費、公債費などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに1億4,067万5,552円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第8号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを歳入として受け入れ、一般管理経費、後期高齢者医療公益連合納付金などの支出を行い、決算額は歳入歳出総額ともに1億9,045万1,847円で、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、認定第9号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入は4億4,652万1,794円、収益的支出は4億9,726万6,946円で、当年度利益はマイナス5,074万5,152円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が7,477万9,116円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定内部留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしました。

次に、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電気事業収益は6億6,567万4,644円、電気事業費用は5億8,522万2,084円で、当年度利益は8,045万2,560円となりました。資本的収入及び支出におきましては、資本的収入が540万円、資本的支出が5,619万8,455円で、

資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,079万8,455円は、建設改良積立金、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしました。

以上で説明を終わります。認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案させていただいております。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、認定第1号から認定第10号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

前年度の会計の審査が行われるわけですが、まず、全体すごい文字が小さいんですよ。これポイント幾らですかね。多分6か7くらいでしょう。みんな拡大鏡を持ってこないで、文字を間違えたり、数字を間違えたりというふうに思うんですね。なぜ普通の大きさの文字でできなかったのか、その理由があればお示しをいただきたいと思います。それが第一点。ぜひ改善をしてほしいということも含めて。

もう一つは、報告の10号で、幾つかの特別会計で資金不足をなかったという中に、一般会計からの繰入れがあったということがありましたけれども、大体どのくらいの一般会計から繰入れがあったのか、金額が分かれば教えてほしいと思います。ただ、繰入れがなければ値上げとか住民負担に関わるので、そのこと自体を否定しているわけではありませんので、ぜひその金額が分かればお教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時46分

○議長（石田尾茂樹君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号、

令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号までの10件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

これから、委員会条例第7条第3項の規定により、委員の選任をいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、岩川俊広君、日高好作君、榎光徳君、岩山鶴美君、渡邊千護君、眞邊真紀君、中馬慎一郎君、内田正喜君、以上の8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に渡邊千護君、以上であります。

しばらく休憩します。すいません。そのままお待ちください。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 02 分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第25 令和5年請願第3号 屋久島町立中央中学校テニスコート整備について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第25、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

総務文教常任委員会に付託された令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備についての審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、8月31日の午後1時30分より第1委員会室において行い、まず、社会教育課長、教育総務課長から請願事項に対する見解などの説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からの意見では、整備には大きな費用を要するのではなく、必要に応じて最低限必要な整備を行い、安全に練習できる環境を整備すべき。また、町のテニスコート使用については、屋久島高校が平日免除をしているようなので、中学校でも大会前など必要に応じ、高校と同じ裁量でしてあげるべきではないかとの意見がありました。

また、委員から、学校から町に上がる要望の順位などが上位に来ていないことに議会として干渉してよいかという疑問が残る。学校との調整も必要ではないかとの意見もありました。

討論に入り、現状のコートの状態から早急に処置が必要であり、町のテニスコート使用については状況に応じ裁量で行うべきとの採択の意見多数により、採決の結果、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備については、採択すべきものと決定いたしました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備について、  
討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備についてを  
採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方  
は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和5年請願第3号、屋久島町立中央中学校テニスコート整備について  
は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△ 日程第26 令和5年請願第4号 「不登校児童生徒に対して  
多様な学習機会の確保のた  
めの経済的支援制度の確立  
を求める意見書」の採択を  
求める請願書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第26、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保の  
ための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題と  
します。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

総務文教常任委員会に付託された令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書についての審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、8月31日の午後1時45分より第1委員会室において行い、まず、教育総務課長から請願事項に対する見解などの説明を受け、質疑を行いました。

委員から、屋久島内のフリースクールの状況や、学校、教育委員会との関係についての質疑に対し、フリースクールからの要望や情報共有は進めているので、今後も協議を続けていくとの回答がありました。

また、委員から、子供の教育の多様性の可能性を閉じるべきではない。また、国の動きも多様な教育活動に経済的支援の在り方を検討しているので、町としても後押しをして、一人の子供も取り残さないという体制を取る必要がある。相互交流、情報交換をしながら、不登校児童・生徒を少なくすることにつながるべきなどの意見がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を求めます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和5年請願第4号、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第27 令和5年陳情第9号 町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）の設置について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第27、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

総務文教常任委員会に付託された令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置に関する陳情書の経過と結果を御報告申し上げます。

この陳情は両委員会にまたがる問題であり、令和5年8月31日午後3時より産業厚生常任委員会との連合審査を行いました。

連合審査を行った後、総務文教常任委員会での審査において、委員より、陳情者の趣

旨はよく分かるが、今現在、議会側としても議員定数などの特別委員会の設置をし議論を進めている。その中で、町民の声を反映させるための議論も進めているところであるが、特にこの陳情書の中にある「議員の職務、責任について」「議会基本条例と現状との整合について」ということなどは、二代表制の中で、当然議員として遵守していくべきである。議会側から諮問機関を設ける動きをすることは、議員が自らの責務をほかに委ねることであり、これは議員自らが自覚を持って取り組まなければならない。ただ、この陳情者の陳情は、町民の声として尊重し、特別委員会あるいは我々の議会議員活動の中で、町民との語る会などの場を通じ、町民の御意見を十分吸い上げていかなければならない。よって、この今回の陳情に関しては不採択ということを申し上げたいという意見がございました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置に関する陳情書は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託された陳情の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○14番（渡邊博之君）

委員がおっしゃるとおり全員で協議をするという方向で行ったわけですが、報告になかった私が唯一陳情に反対をした理由というのは、現在議会の在り方審議会を。

○議長（石田尾茂樹君）

マイクを立ててください。マイクを立てて。

○14番（渡邊博之君）

現在、議会の在り方審議会を議会が諮問する道筋がないということも議論があったと思いますが、そのことは認めていただけますか。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

はい、議論はありました。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

もう一度言います。

この陳情に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、令和5年陳情第9号、町民による「議会議員定数・報酬及びあり方等審議会（仮称）」の設置については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△ 日程第28 発委第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習  
機会の確保のための経済的支援制度  
の確立を求める意見書案について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第28、総務文教常任委員長から提出の発委第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第29 発委第5号 屋久島町議会会議規則の一部改正について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第29、議会運営委員長から提出の発委第5号、屋久島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発委第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより発委第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第5号、屋久島町議会会議規則の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第5号、屋久島町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号、屋久島町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第30 発議第2号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現 を求める意見書案について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第30、小脇淳智郎君ほか2名から提出の発議第2号、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより発議第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについてを採決します。

お諮りします。

発議第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第31 常任委員の選任

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、常任委員会の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから読み上げますとおり指名したいと思います。

総務文教常任委員会委員に、大角利成君、渡邊博之君、高橋義友君、榎光徳君、岩山鶴美君、中馬慎一郎君、小脇淳智郎君。

産業厚生常任委員会委員に、石田尾茂樹君、岩川俊広君、日高好作君、緒方健太君、渡邊千護君、相良健一郎君、眞邊真紀君、内田正喜君、以上のとおりであります。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、指名したとおり選任することが決定しました。

#### △ 日程第32 議会運営委員の選任

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第32、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、大角利成君、眞邊真紀君、緒方健太君、日高好作君、中馬慎一郎君、榎光徳君、高橋義友君、以上の7名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は指名したとおり選任することが決定しました。

#### △ 日程第33 屋久島町議会議員定数等調査特別委員会中間報告 について

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第33、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会中間報告についてを議題とします。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会から、これまでの活動について中間報告をしたいという申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出書のとおり報告を受けることとしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会委員長の発言を許します。

○屋久島町議会議員定数等調査特別委員長（榎 光徳君）

皆さん、お疲れさまです。

屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、令和4年9月に開催されました第3回定例会において議員発議により設置されました。

約1年が経過をすることになりますが、この間、2回の特別委員会と町民の声を反映させるべく地域の代表者である区長会との意見交換会を1回、議会運営委員会、全員協議会等での資料配付と情報提供に加え、若干の経過報告も行ってまいりました。

それでは、まず最初に、特別委員会発足後、年内の12月定例会の期間中に第1回目の特別委員会を開催する予定でありましたが、年末年始による町民の声を反映させる観点から、年明けの1月27日開催となりました。

第1回委員会では、県内各市町村の議員定数、報酬、常任委員会の設置状況等について、参考資料を基に意見交換を行いました。

また、類似市町村の議会傍聴者の推移、各委員会の開催状況等についても資料を基に確認をし合ったところであります。

続いて、第2回特別委員会を去る3月22日、全議員出席の下に開催いたしました。

折しも統一地方選挙の期間中でもありましたので、新聞、テレビ等のマスコミ報道も参考にしながら意見交換を行いました。

2回にわたる意見交換の中で、全議員にそれぞれの思い、考え方を出示いただき、議論を深めてまいりましたので、主な内容について御報告いたします。

まず、町民の声を反映させるためにはどうすればよいのか。町民へのアンケート調査を実施すべきなのか。

また、最初から削減ありきで議論をしているわけではない。減らすべきであると思う



が、現状でよいのではとの声もある。

口永良部島を含む26集落が点在する中で、一概に人口割とかで比較するのではなく、地域性を考慮すべきである。

基本的には自分たちのことは自分たちで決めるべきである。

一度減らすと元には戻れない。アンケート調査よりも、むしろ地域の代表者である区長会との意見交換をするべきではないか。

議会が何をしているのか分からないという人もいる。

委員会の構成上、1委員会当たり7人から8人が限度であるとの識者の見解もある。

広く町民の声を吸い上げる意味でも、現状でよいのではないか。

報酬についても議論をすべきである。

議会に興味がないという町民の声もある。

など、様々な意見が出されたところでもあります。

また、先程申し上げましたマスコミ報道等では、一部地域によっては議員の成り手がいない。若手が出てこないのは報酬に課題があるのではないかとされているが、我が屋久島町に置き換えたとき、果たしてどうなのかといった意見も出されたところでもあります。

これらを踏まえ、さらに議論を深めるため、令和5年6月22日に行われました行政事務連絡会議の中で時間をいただき、副委員長とともに各区長さん方の御意見もお聞きしたところでもあります。

なお、町民の声をより多く反映させるための機会としては、現在コロナ禍の緩和により議会運営委員会による町民との意見交換会も再開されたことから、これらの中で意見収集ができていくものとも考えております。

以上のことを踏まえ、当委員会としては、住民の直接選挙で選ばれた二元代表制の下にある議員であるということを十分に自覚し、議会基本条例等を遵守しながら、様々な角度から、さらに議論を深め、来る令和7年9月に予定される次期屋久島町議会議員選挙の改選に反映させるべく、結論を導いていく必要があると考えています。

引き続き議員各位の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、中間報告とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

これで、屋久島町議会議員定数等調査特別委員会の中間報告を終わります。

△ 日程第34 発議第3号 屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職  
を求める決議案について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第34、眞邊真紀君ほか1名から提出の発議第3号、屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岩山鶴美君の退場を求めます。

[岩山鶴美君退場]

○議長（石田尾茂樹君）

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは、眞邊真紀です。

本日は、辞職勧告決議案の提案理由を述べさせていただく前に、同僚議員の皆様にご覧いただきたい写真が2枚あります。いずれも岩山議員が廃棄物の投棄と焼却をした現場を目撃した町民が撮影したものです。皆さん、ご覧いただけましたでしょうか。

お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません、議長が許可してないので、その前に許可を求めてください。

○5番（眞邊真紀君）

すみません。写真を皆さんに見せてもいいですか。

○議長（石田尾茂樹君）

はい。

○5番（眞邊真紀君）

すみません。

○議長（石田尾茂樹君）

手順を踏んでください。どうぞ。

○5番（眞邊真紀君）

お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

許可いたします。

○5番（眞邊真紀君）

許可いただきました。失礼しました。

すみません。回してください。

○議長（石田尾茂樹君）

続けてください。

○5番（眞邊真紀君）

今、ご覧いただいているとおり、この2枚の写真には、岩山議員が所有する賃貸アパートのリフォーム工事が出た廃材がしっかり写っており、さらに焼却した後の様子を

見ると、真っ黒に焦げた地面には燃え残った金属片や畳などが散らばっています。

今回、この写真が鹿児島地方検察庁に証拠提出されたことで、2年前に注意で終わった事件が再び捜査されて、岩山議員に罰金50万円の略式命令が出されました。つまり、この2枚の写真が決定的な証拠となって、岩山議員は有罪になったということです。

同僚議員の皆様には、まず、この2枚の写真に記録された現場の様子をしっかりと御記憶にとどめていただきたいと思います。

次に、令和元年9月の一般質問で、岩山議員がごみを捨てる町民が多いことを批判して、ごみのポイ捨てに罰金を科す町独自の条例の制定を提案した際の議事録について、その一部を紹介させていただきます。

まず初めに、「今回は、そんなすばらしい私たちの島、屋久島を守り続けていくための質問です。屋久島町のごみのポイ捨てや不法投棄の現状はどうなのかという中で、1番目に、ごみのポイ捨てや不法投棄による環境汚染や町の景観の破壊を抑止し、ごみゼロのまちづくりにするために、屋久島町独自の条例をつくるつもりはないですか、です」と発言して、岩山議員の一般質問は始まりました。

続いて、岩山議員は、「そもそも、不法投棄というのは犯罪に当たるんですね。法律で禁止されていて、決して許されない行為のはずなんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられるんです」、「最近、数件、すごいたちの悪い不法投棄があって、どこの集落とは言いませんけど、罰金を科せられて検挙したということでした。ああ、やっぱり多いんだなとか、それだけのことをする人がいるんだなって、すごい残念でした」と言って、不法投棄が重い犯罪であることを紹介した上で、罰金命令を受けた町民を批判しました。

さらに岩山議員は、「屋久島町でごみポイ捨てをすると罰金が科されるんだよというような、例えばつくったとします。そうすると、子供たちにもそういうのが周知されて、あっ、やっちゃいけないことが、罰金を払わんといかんというような、何と云うのかな。やり方の心の持ちようなんですけど、親が捨てなければ、多分、子供も捨ててないんじゃないかと思うんですが、中にはやっぱり、子供たちの中にも、ツツジの中に投げ込んだりする子供たちもいたりしますので、そういう、ちょっとアイデアを考えて、みんなで徹底して取り組もうという風潮をつくるべきかなと思います。そういう条例をつくりたいんですよね」と言って、罰金を科す条例をつくれれば、子供たちもごみを捨てなくなると指摘しました。

そして最後に、岩山議員は「たばこ1本でも許さない、ごみのポイ捨てをさせない、きれいな町をつくっていきましょうということで徹底していくやり方を考えてもらいたいと思います。世界に通じるきれいな屋久島を、大人も子供も目指していきましょうということで、どうですか町長」と訴えて、ごみのポイ捨てに罰金を科す条例の制定を提

案しました。

同僚議員の皆様には先程御覧いただいた写真に加えて、この岩山議員の議事録についても念頭に置いていただき、これから説明させていただく、辞職勧告決議案の提案理由をお聞きいただければ幸いです。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

発議第3号、屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案について。

屋久島町議会議員岩山鶴美議員の辞職を求める決議。

岩山鶴美議員は、自身で所有する賃貸アパートのリフォーム工事で出た廃材を不法に投棄した後に焼却したとして、令和4年2月に町民から刑事告発されました。そして、令和5年7月21日に廃棄物処理法違反（焼却の禁止）の罪で略式起訴され、同年8月3日に裁判所から罰金50万円の略式命令を受けました。

世界自然遺産の屋久島で、現職の町議会議員が廃棄物を焼却して有罪になったことは、屋久島町民1万2,000人の代表として決して許されることではありません。

美しい大自然を誇りとする屋久島を汚したことに加え、国内外の人々が描く清らかな島のイメージを損なう犯罪であり、ただ、それだけでも議員辞職すべき不法行為です。

ところが、廃棄物をめぐる岩山議員の問題はそれだけではありません。

不法な投棄と焼却をする1年前の令和元年9月の町議会一般質問で、岩山議員は、ごみのポイ捨てに罰金を科する条例を制定するように提案して、その際、次のような発言をしていました。

「不法投棄というのは犯罪に当たるんですね。法律で禁止されていて、決して許されない行為のはずなんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられるんです。最近、数件、すごいたちの悪い不法投棄があって、どこの集落とは言いませんけれども、罰金を科せられて検挙したということでした。ああ、やっぱり多いんだなというか、それだけのことをする人がいるんだなって、すごい残念でした」。

つまり、岩山議員は廃棄物を投棄して焼却することが重い犯罪であることを知っていて、懲役または罰金の刑になることを明確に認識していたということです。

そして、実際に罰金を科せられた複数の町民に対して、「ああ、やっぱり多いんだなというか、それだけのことをする人がいるんだなって、すごい残念でした」と述べています。

さらに、岩山議員は、ごみやたばこの吸い殻などを捨てる町民が多いことを批判して、次のように発言しています。

「子供たちの中にも、ツツジの中に投げ込んだりする子供たちもいたりします」。

「車を運転していたら、私の前の車が、ナンバー控えてますけど、たばこの灰を窓の外にぽいぽいってしまいましたね。あれ見たときは町長、もう何か、悲しさを通り抜けて、

わナンバーじゃないですよ。地元の車ですよ。もうふざけないですよという。火のついたたばこもぼいってされた経験もあります」。

そして、ごみのポイ捨てにも罰金を科す、屋久島町独自の条例を制定して、世界に通じるきれいな屋久島を大人も子供も目指していきましょうと荒木耕治町長に訴えました。

ところが、それから1年後、その岩山議員が自ら不法な投棄と焼却をしたのですから、屋久島町にとっては前代未聞の事態です。

さらに、屋久島町議会としては、町制史上初めて現職の町議会議員が不法投棄で有罪になったことになり、世界自然遺産の島を預かる自治体の地方議会としての信用を大きくおとしめたと言えます。

岩山議員が町議会の一般質問で、不法投棄やごみのポイ捨てをする町民を批判して、罰金付きの条例を提案しておきながら、その一方で、自分自身が不法焼却で罰金50万円の略式命令を受けたことを踏まえれば、もうこれ以上、屋久島町議会の一員であるべきではないと、多くの町民が思っているはずですよ。

ところが今、岩山議員は自身の進退を明確にせず、家族や支持者の方々と相談したいと述べるにとどまっています。

さらに、8月28日の全員協議会における岩山議員の説明を聞いていると、議員自身が本当に反省しているのかと疑わざるを得ない発言が数多くありました。

その中でも、特に問題だと思われるのは、この事件を捜査した鹿児島地検に対する発言です。

通常、検察官が正式な裁判を省略して略式起訴の処分をする際には、必ず被疑者に詳細な説明をして、同意の署名と捺印を取ることになっています。

しかしながら、岩山議員は、なぜまたという気持ちで気が動転しており、略式起訴の書類にサインをしたようだと言っていて、まるで起訴状の内容を理解しないまま、自分の意に反して略式起訴に同意したかのような説明をしています。

本来であれば、検察官が岩山議員にどのような説明をしたのかを全議員に報告するべきところですが、岩山議員は、「気が動転」、「書類に同意のサインをしたようだ」という表現を使って、その詳細な内容を一切説明しませんでした。

また、岩山議員は、2年前に注意で終わった事件が一転して有罪となったことについて、「検察庁の処分が変わってしまったことにも驚きを感じています」として、検察の処分に納得していないと解される発言をしています。もし、本当に納得していないのであれば、略式起訴には同意せずに刑事裁判で無罪を主張すればいいだけのことですが、岩山議員は略式起訴を自ら選択しました。

さらには、今回の事情聴取でも、岩山議員は2年前と同じ「木くずを燃やした」と説明したということですが、それを聞いた検察官は、前回の注意から一転して略式起訴と

いう判断をしています。つまり、検察官は木くずを燃やしたとする説明に対して、前回はその内容を信じて注意としたが、今回は信じられないとして略式起訴にしたということです。そして2年前と同じ、木くずを燃やしたとする説明は、単に岩山議員の主張を一方的に述べたものであり、現場写真などの証拠と照らし合わせると事実であるとは認められないということです。町民が撮影した現場写真を見ると、岩山議員の説明に大きな矛盾があることも分かります。投棄された廃棄物の山には、窓枠、ドア、壁紙、パイプなどのリフォーム工事で出た廃材がたくさん写っています。そして、廃棄物が焼却され、真っ黒に焦げた地面には、燃え残った金属片や、畳、空き缶などが写っており、とても木くずを燃やした現場には見えません。そして、これらの写真と岩山議員の説明を照らし合わせると、法律違反に問われたのは木くずを燃やしたと主張することも信じることはできません。

有罪となった不法焼却とは別に、岩山議員は、私は不法投棄はしていませんと主張しています。しかしながら、鹿児島地検は7月21日に廃棄物処理法違反（投棄の禁止）の容疑事実と認定した上で、岩山議員を起訴猶予の不起訴処分をしています。起訴猶予ということは、もし岩山議員が容疑事実を認めない場合には起訴されることとなります。しかし、略式起訴されたのは不法焼却だけですから、岩山議員は不法投棄の容疑事実を認めて反省したことで、起訴を猶予されたということになります。

ごみを捨てる町民が多いことを批判して罰金条例を提案した一般質問、自分が罰金50万円で有罪となった不法焼却事件、そして全員協議会での真偽が疑われる説明を踏まえると、これ以上岩山議員が町議会議員であることは許されず、屋久島町議会の信頼を取り戻すためにも、岩山鶴美議員の速やかな議員辞職をここに強く勧告いたします。

以上決議する。令和5年9月5日、屋久島町議会。

同僚議員の皆様は、屋久島町議会の名誉を保つためにも、ぜひとも御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上になります。

**○議長（石田尾茂樹君）**

ただいまの趣旨説明に対しまして、これから質疑を求めます。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（石田尾茂樹君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第3号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第3号、屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

岩山議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和元年9月の議会で、岩山議員は、不法投棄で罰金を受けた町民や、ごみを捨てる子供や大人が多いことを批判した上で、ごみのポイ捨てに罰金を科す条例の制定を提案しました。ところが、それにもかかわらず、今回、岩山議員は自身が廃棄物の不法焼却で罰金50万円の略式命令を受けることになり、屋久島町民の代表である町議会議員としては絶対にあってはいけないことと考えております。

例えばですが、今回の岩山議員の事件は、例えば、学校の先生が教室で子供たちに、人の物を盗んではいけませんよと注意しておきながら、その先生が学校のほかで万引きや盗みをして有罪になったのと同じ、また、それ以上のことです。もし先生がそんな犯罪をしたら、その段階で、もう教壇に立って子供たちに指導することは絶対にできません。先生は子供たちの手本になる立場ですが、町議会議員は子供も含め全町民の手本となる立場であり、学校の先生よりも、その社会的な責任は非常に重いと言えます。

その意味でも、このまま岩山議員が屋久島町議会の一員であり続けると、町議会の信用はさらに失墜することになります。

そして、屋久島町では町民の代表である議員が有罪になっても、そのまま議員を続けても問題ないだろうということになり、教育上、子供たちに計り知れない悪影響を与えることになります。

私は、この事件によって信頼を失った屋久島町議会の信頼を回復するだけでなく、屋

久島の将来を担う子供たちにこれ以上の悪影響を与えないためにも、屋久島町の歴史の中で町議会議員として初めて有罪となった岩山議員は、速やかに辞職をすべきと考えております。

よって、私は、この辞職勧告決議案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、屋久島町議会議員岩山鶴美氏の辞職を求める決議案についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

岩山鶴美君の入場を許します。

[岩山鶴美君入場]

#### △ 日程第35 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと



思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

#### △ 日程第36 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第36、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第37 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第37、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第38 閉会中の継続調査申し出の件について

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第38、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第39 閉会中の継続審査申し出の件について

##### ○議長（石田尾茂樹君）

日程第39、閉会中の継続審査の申し出の件についてを議題とします。

決算審査特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時59分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員